

もったいない・あおもり県民運動キャラクター「エココー」及びその他イラスト使用規程

## 1 目的

もったいない・あおもり県民運動は、地球温暖化対策及び廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）といった3Rに向けた取組を県民総参加のもと全県的な運動として展開することにより、青森県内の温室効果ガスの削減及びごみの排出抑制とリサイクル率の向上を図るため実施しているものであり、「エココー」はそのシンボルキャラクターであることから、本運動の普及啓発を図る活動の際に「エココー」イラストの使用を認めるものとする。

また、「エココー」以外のその他イラストについても、本運動の普及啓発を図る活動の際に使用を認めるものとする。

## 2 使用手続き

### (1) 使用申請

イラストの使用の際は、あらかじめ『もったいない・あおもり県民運動キャラクター「エココー」及びその他イラスト使用申請書』（様式第1号。以下「申請書」という。）を青森県環境生活部環境政策課長（以下「課長」という。）に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、申請書の提出を省略することができる。

- ① もったいない・あおもり県民運動推進会議の構成団体及び行政部会構成団体（青森県を除く）がもったいない・あおもり県民運動の趣旨に合致した広報等の目的に使用する場合
- ② その他課長が適当と認めた場合

### (2) 使用期間

申請に係る使用期間は、2会計年度にわたる期間として申請することができない。ただし、更新は妨げない。

### (3) 冊子等印刷物に使用する場合

冊子等印刷物に使用する場合は、前項の規定にかかわらず、当初申請に係る使用期間以降の更新を要しないものとする。

## 3 使用承認及びイラストの提供方法

### (1) 使用承認

課長は、2（1）の規定による申請があったときは、その内容を審査し、以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認する。

- ① もったいない・あおもり県民運動の趣旨に合致しない使用であると認められる場合
- ② 青森県の信用や品位を損なうおそれがあると認められる場合
- ③ 使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用すると認められる場合

④ 商業を目的として使用する場合。ただし、あらかじめ青森県と協議し、許諾を得たものは除く。

⑤ その他、イラストの使用が著しく不相当と認められる場合

(2) 承認の通知

3 (1) の規定による承認の通知は、『もったいない・あおもり県民運動キャラクター「エッコー」及びその他イラスト使用承認通知書(様式第2号)』により行う。

(3) 使用承認の特例

2 (1) ただし書きの規定により申請書の提出を省略できる場合において、当該イラストの使用を希望する者は、(1) の使用の承認を受けたものとみなす。この場合において、様式第2号による通知は行わない。

(4) イラストの提供方法

課長は必要に応じて、3 (1) の承認を受けた者又は3 (3) の使用承認の特例を受ける者に対し、使用を希望するイラストを電子データで提供することとする。

4 使用料

イラストの使用料は、無料とする。

5 留意事項

イラストの使用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

① イラストの印刷の際は、指定カラー印刷又は単色印刷とし、イラストのデザイン(縦横比率を保持した拡大縮小を除く)及び色の変更を行わないこと。

② エッコーを使用する際には、イラストの近傍に『もったいない・あおもり県民運動キャラクター「エッコー」』と記載すること。またその他キャラクターを使用する際には、それぞれのキャラクターの名称を記載すること。なお、同一キャラクターのイラストを複数使用するときは、初出のイラストの近傍に1度記載することとする。

③ 使用後は、実物又は写真を1点、若しくは電子データ等を課長に提出すること。

6 承認内容の変更及び更新

(1) 承認内容の変更

イラストの使用承認を受けた者(3 (3) の使用承認の特例を受ける者を除く。)が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ『もったいない・あおもり県民運動キャラクター「エッコー」及びその他イラスト使用承認内容変更申請書(様式第3号)』を課長に提出し、承認を受けるものとする。

(2) 承認内容の更新

2 (2) の規定による使用期間の更新をするときは、6 (1) の規定を準用する。この場合において、様式第3号中の「変更」を「更新」と書き換えて提出するものとする。

(3) 変更及び更新の承認

3 (1) 及び (2) の規定は、6 (1) 及び (2) の規定による申請があった場合においてこれを準用する。

7 承認の取消し

(1) 承認の取消し

課長は、イラストの使用が本使用規程又は承認内容に違反していると認める場合は、当該使用に係る承認 (3 (3) の使用承認の特例を含む。) を取り消すことができる。

(2) 取消通知

7 (1) の規定による承認の取消しの通知は、『もったいない・あおもり県民運動キャラクター「エッコー」及びその他イラスト使用承認取消通知書 (様式第4号)』により行う。

8 責任の制限

(1) 責任の制限

7 (1) の規定により、イラストの使用承認を取り消された者に損害が生じても、青森県はその責めを負わない。

(2) 第三者への責任

イラストの使用承認を受けた者 (3 (3) の使用承認の特例を受ける者を含む。) がイラストの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合、青森県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責めを負わない。

9 申請書の提出方法及び提出先

(1) 提出方法

申請書は電子メール、FAX又は郵送で送付するものとする。

申請書への申請者の押印は不要とする。

(2) 提出先

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1

青森県環境生活部環境政策課

電 話 017-734-9249

FAX 017-734-8065

電子メール kankyo@pref.aomori.lg.jp

附 則

この規程は、平成24年11月12日から適用する。

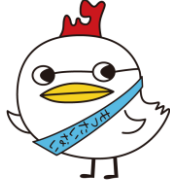
この規程は、平成29年1月23日から適用する。

この規程は、令和元年6月25日から適用する。

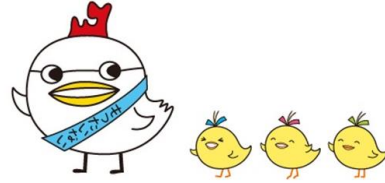
(参考) イラスト一覧

1 エッコー

(1) エッコー



(2) エッコー・3匹のひよこ



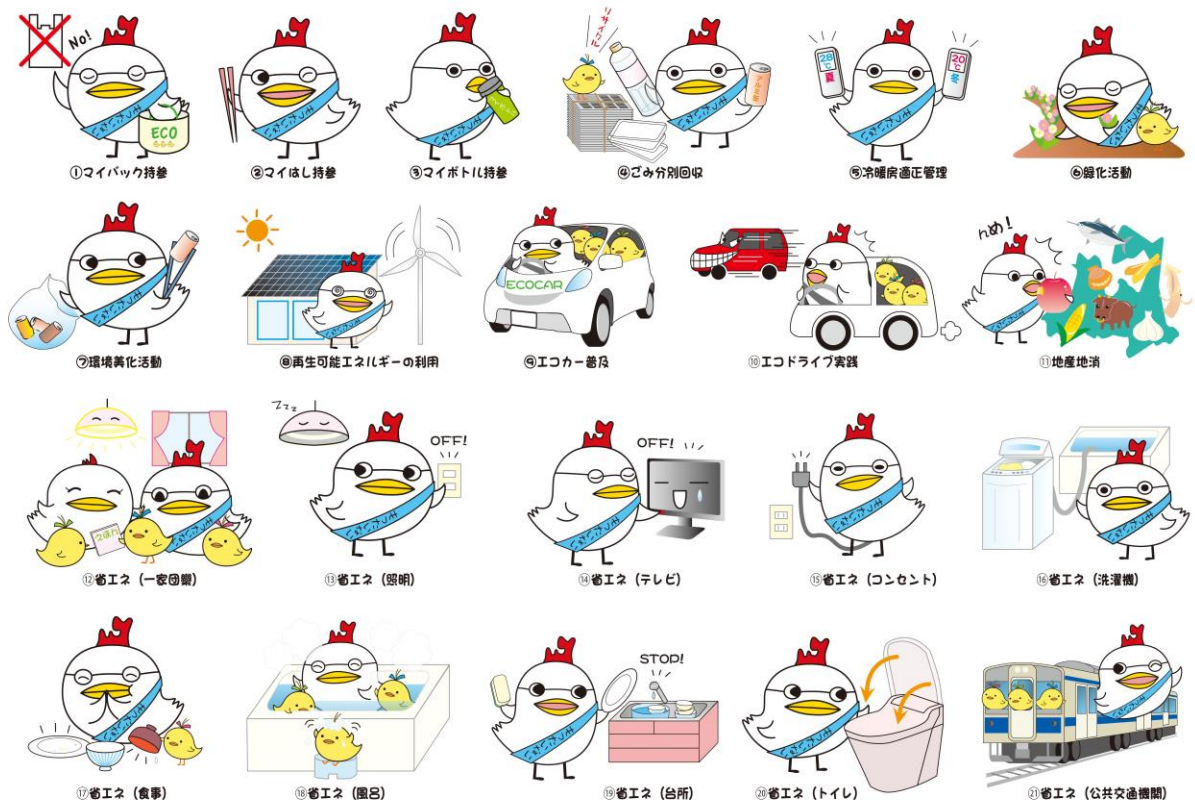
(3) COOL CHOICE あおもり (水色)



(4) COOL CHOICE あおもり (オレンジ)



(5) エッコー (その他)





㉒ 喜んでいる



㉓ 悲しんでいる



㉔ 驚いている



㉕ がっかりしている



㉖ 困っている



㉗ 疑問に思っている



㉘ 怒っている



㉙ ドヤ顔



㉚ 考えごと



㉛ ひらめく



㉜ はりきっている



㉝ 暑がる



㉞ 寒がる



㉟ パソコンOFF



㊱ フィルター掃除



㊲ シャワーを止めて  
頭を洗う



㊳ 家族であたまる



㊴ 自転車に乗る



㊵ 電車に乗る



㊶ バスに乗る



㊷ エコドライブ



㊸ スマートムーブロゴ



㊹ 脱炭素



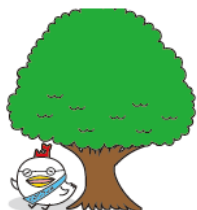
㊺ ゼロ



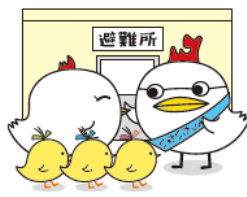
㊻ 大雨でカサ



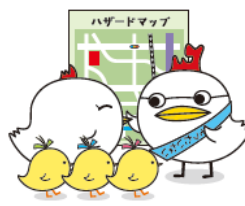
④7 スキーができず  
困っている



④8 木陰で休む



④9 家族で避難所を確認



⑤0 ハザードマップ確認



⑤1 防災グッズ



⑤2 虫除けスプレー



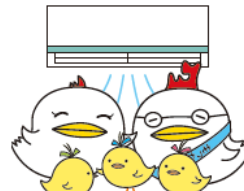
⑤3 草刈り



⑤4 飲み物を飲む



⑤5 冷感グッズ



⑤6 家族でエアコン



⑤7 エコバッグを持つ



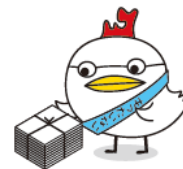
⑤8 フリマに出店



⑤9 リサイクルショップ



⑥0 海岸でペットボトルを拾う



⑥1 雑紙をまとめる



⑥2 生ごみの水気をきる



⑥3 ペットボトルを洗う



⑥4 詰め替え商品



⑥5 エコ製品



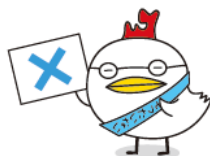
⑥6 安全帽



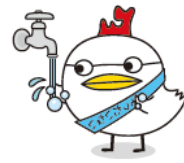
⑥7 青森を心配する



⑥8 マル



⑥9 バツ



⑦0 手洗い



⑦1 マスク

2 コシくん

(1) コシくん①



(背景あり)

(4) コシくん④



(2) コシくん②



(背景なし)

(4) コシくん⑤



(3) コシくん③



3 ゴミヘルズ

(1) ゴミヘルズ



(4) ナックス①



(7) ヒカエル②



(2) ヘルロス①



(5) ナックス②



(3) ヘルロス②



(6) ヒカエル①

